

# 市県民税申告・所得税などの確定申告

税務課と吉田・三間・津島支所税務係では、2月中旬～3月中旬の確定申告時期に合わせて、市県民税の申告相談および所得税などの確定申告の受け付けを行います。

市県民税の申告相談および所得税などの確定申告書提出の際には、次の点に注意してください。

## 【問合せ先】

税務課市民税係 ☎24 - 1111内線2514

吉田支所税務係 ☎52 - 1111内線5527

三間支所税務係 ☎58 - 3311内線5712

津島支所税務係 ☎32 - 2721内線5912



## ■市県民税申告書および所得税などの確定申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

市県民税申告、所得税などの確定申告の際に、申告する本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の申告書への記載、および提出時に申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

## ■本人確認を行うときに使用する書類の例(マイナンバーカードを持っている人)

【必要書類】マイナンバーカード

※マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、表面および裏面の写しが必要です。

マイナンバーカード



(表面)

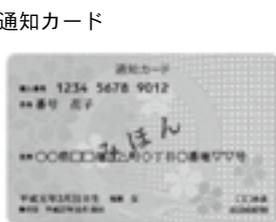


(裏面)

(マイナンバーカードを持っていない人)

【必要書類】次のうち、それぞれ1つずつの提示または写しが必要です。

▷番号確認書類：通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるものに限る)



▷身元確認書類：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など

【代理人(本人の親族は除く)が申告をする場合】

①代理権限確認書類(委任状など)

②代理人の身元確認書類(運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳など)

※顔写真付きでないものは2つ以上必要です。

③本人の番号確認書類の提示

## ■事前の金額集計・書類作成をお願いします

申告期間中、職員による金額の集計や書類の作成は困難です。次の要件に該当する人は、事前に金額集計や書類の作成をお願いします。

(医療費控除などの対象となる人)

「医療費控除の明細書」の作成(支払った医療費などの集計作業と記載)

(農業を含む事業所得、不動産所得などのある人)

申告書の作成に必要な収支内訳書などの記入

【お気をつけください】

▷平成29年分の申告から、領収書の代わりとして医療保険者が交付する医療費通知書または医療費控除の明細書を添付することが必要です。平成31年分までの確定申告では、これまでどおり領収書を提出することもできます(医療費の領収書は自宅などで5年間保存する必要があります)。

▷市県民税申告をする人は、金額集計のもととなる帳簿や経費の領収書を持参ください。

▷所得税などの確定申告書を提出する人は、収支内訳書などを作成するもととなった領収書などの添付は求めません。作成にあたって集計漏れのないよう注意してください。

## ■確定申告書作成についての質問はお早めに

確定申告書の作成について、特に他部署への照会が必要な場合(資産の減価償却の内訳など)は、申告期間中の対応は非常に困難です。申告期間が始まるまでに相談ください。

## ■国税庁ホームページを利用ください

収支内訳書や確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。積極的な利用をお願いします。

## 医療費控除にセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) が創設されました

【問合せ先】

税務課市民税係 ☎24 - 1111内線2514

健康の維持増進や疾病の予防への取り組みとして、「一定の取組」を行っている個人が、本人や本人と生計を同じとする親族の、スイッチO T C医薬品の1年間(1月1日～12月31日)の購入費用に応じて所得控除ができるようになりました。適用開始は平成29年分の申告からです。詳しくは、お問い合わせください。

【一定の取組】 次のいずれか1つに当てはまる取り組み(医師の関与があるものに限る)

▷ 特定健康診査

▷ 予防接種

▷ 定期健康診断や健康診査

▷ がん検診

【対象期間】 平成29年1月1日～平成33年12月31日

【スイッチO T C医薬品とは】

共通識別マーク

医療用医薬品から転用され、ドラッグストアなどで購入できるようになった医薬品のこと



対象商品の多くには、共通識別マークが表示されています。

【控除額】 スイッチO T C医薬品の年間購入金額が、合計で1万2,000円を超える場合、その超える部分の金額について、8万8,000円を上限に控除されます。※従来の医療費控除との選択適用です。どちらか一方の適用を選択することになります。

【必要書類】

▷ 一定事項の記載がある検診、診断の結果通知表など、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類

▷ 対象の医薬品を購入したレシートや領収書など(商品名、金額、販売店名、購入日、当該商品がセルフメディケーション税制対象品であることが明記されたもの)

## マイナンバーカード

■マイナンバーカードの申請用写真を無料で撮影し、申請手続きを手伝います

【とき】

①平成30年2月28日(水)まで(土日・祝日を除く、午前9時～午後4時30分)

②休日交付日 午後1時～4時

【ところ】

①市役所 市民課または各支所市民保険係

②市役所 市民課

【必要書類】

▷ 通知カード

▷ 本人確認書類

▷ 住民基本台帳カード(ある人)

※本人確認書類は、顔写真付きのものは1つ、顔写真付きでないものは2つ必要です。

マイナンバーカードの申請後、1ヵ月から1ヵ月半後に自宅に「交付通知書」が送付されます。本人が、その交付通知書と必要書類を持参し、市民課窓口で受け取ってください。

■マイナンバーカードの休日交付

▷ 12月9日(土)、平成30年1月13日(土)

午後1時～5時 市役所 市民課

※吉田・三間・津島支所が交付場所の人でも、受取希望日の2日前(閉庁日を除く)までに連絡すると、市民課で受け取ることができます。

■返信用封筒は、平成31年5月31日まで使えます

通知カードを送付したときの、マイナンバーカード申請時の返信用封筒は、有効期限が10月4日で切れています。しかし、この封筒は平成31年5月31日までは切手を貼らずにそのまま使用することができます。また、地方公共団体情報機構のホームページ(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)に、自身が印刷して利用できる封筒様式を掲載しています。

詳しくは、事前にお問い合わせください。



(マイナちゃん)

【問合せ先】 市民課 ☎49 - 7075

吉田支所市民保険係 ☎49 - 7093

三間支所市民保険係 ☎49 - 7099

津島支所市民保険係 ☎49 - 7056